

高額介護合算療養費制度の算定基準額等の見直し（新旧比較表）

別添2

<現行>

70歳未満	区分	所得要件	限度額
	上位所得	旧ただし書所得 600万円超	1,260,000
	一般	旧ただし書所得 600万円以下	670,000
	低所得	住民税非課税	340,000

<平成26年8月～27年7月>

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	1,760,000
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,350,000
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	630,000
住民税非課税	340,000

<平成27年8月以降>

所得要件	限度額
旧ただし書所得 901万円超	2,120,000
旧ただし書所得 600万円～901万円以下	1,410,000
旧ただし書所得 210万円～600万円以下	670,000
旧ただし書所得 210万円以下	600,000
住民税非課税	340,000

70 ～ 74歳	区分	所得要件	限度額
	現役並所得	課税所得 145万円以上	670,000
	一般	課税所得 145万円未満※1	620,000 (※560,000)
	低所得Ⅱ	住民税非課税	310,000
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000	

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満※2	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

所得要件	限度額
課税所得 145万円以上	670,000
課税所得 145万円未満※2	560,000
住民税非課税	310,000
住民税非課税 (所得が一定以下)	190,000

※一般については、附則で560,000円に据え置き

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

「旧ただし書所得」について

- 国民健康保険料の所得割は、「旧ただし書所得」を算定の基礎としている。
- 「旧ただし書所得」とは、「収入」(事業収入、給与収入、年金収入等)から、必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を控除し(「総所得金額等」)、さらに「所得控除」(基礎控除(33万円)、配偶者控除、扶養控除等)のうち、「基礎控除(33万円)」のみを控除した後の所得金額である。

収入	事業収入、給与収入、年金収入 等	
総所得金額等		必要経費、給与所得控除、 公的年金等控除 等
旧ただし書所得		基礎控除 (33万円)
課税所得		所得控除 (基礎控除、配偶者控除、扶養控除 等)

【例】

(1) 旧ただし書所得が100万円となる給与収入

給与収入216万円の場合 : $216\text{万円} - 82.8\text{万円}(\text{給与所得控除}) - 33\text{万円}(\text{基礎控除}) = 100\text{万円}(\text{旧ただし書所得})$

(2) 基礎年金相当の年金受給者の旧ただし書所得

年金収入80万円の場合 : $80\text{万円} - 70\text{万円}(\text{公的年金等控除}) - 33\text{万円}(\text{基礎控除}) = 0\text{円}(\text{旧ただし書所得})$

(65歳未満の方)